教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置

文部科学省

概要

30歳未満の方が、直系尊属（祖父母など）から、金融機関等との一定の契約に基づき（※1）**教育資金**に充てるため贈与を受けた場合、金融機関等の営業所を経由して教育資金非課税申告書を提出（※2）することにより、**1,500万円まで**の金額に相当する部分の価額については、**贈与税が非課税**となります。

※令和８年４月１日以降は新規又は追加の贈与を受けることはできません。

※令和８年３月31日までに贈与を受けた金銭については、引き続き教育資金として払出すことが可能です。

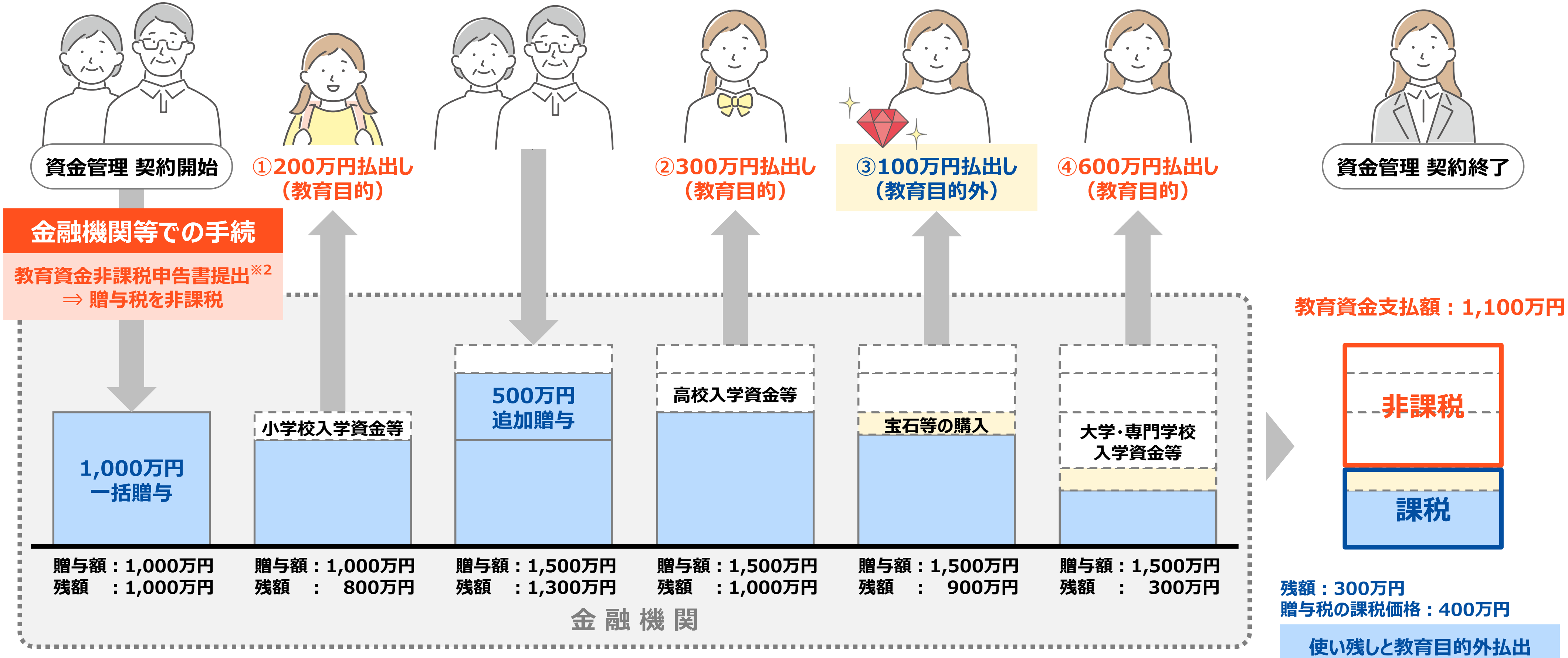

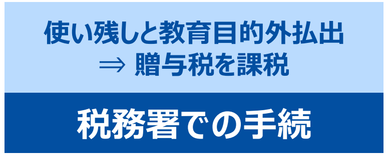

※１　①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合をいう。

※２　この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書をその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出等をしなければならない。
（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされる）